

開示、適用日前付与の取引に注意

権利確定条件付き有償新株 予約権の会計処理のポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 松下 洋

はじめに

2018年1月12日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より次の実務対応報告等が公表された。

- 本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権は、原則としてストック・オプション会計基準の適用対象となる。
- 権利付与に伴い企業が従業員等から取得するサービスはその取得に応じて費用として計上する。
- ストック・オプション関係の注記が必要である。
- 本実務対応報告適用前に付与したものは遡及適用の他、従来の会計処理の継続が可能である。
- 従来の会計処理については、実施した会計処理の概要を注記する。

- ・ 実務対応報告36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（以下、「本実務対応報告」という）
- ・ 改正企業会計基準適用指針17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」

本実務対応報告は、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当

該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引に関する会計処理および開示を明らかにすることを目的として公表された。

本実務対応報告は、2018年4月1日以後適用するものとされており、2019年3月期決算において原則適用されている。本稿では、本実務対応報告の概要、および3月決算企業の2019年3月期決算において留意すべき事項を解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

本実務対応報告の概要

(1) 範囲

本実務対応報告は、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引（当該取引において付与される新株予約権を「権利確定条件付き有償新株予約権」という。以下同じ）を対象とするとされている（本実務対応報告2項）。

権利確定条件には、勤務条件や業績条件があるが、勤務条件および業績条件が付されているか、または勤務条件は付されていないが業績条件は付されているものは本実務対応報告の対象となる（本実務対応報告2項(2)）。

(2) 適用する会計基準

従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業会計基準8号「ストック・オプ